

平成19年度 第1回 芦屋市立図書館協議会 会議要旨

日 時	平成19年7月2日(月) 14:00~16:15
会 場	図書館本館2階 大集会室
出席者	委員長 市川 真文 委員長代理 信岡 利英 委員 大竹 恵子 委員 河村 照子 委員 北里 佐和子 委員 前川 耕造 委員 渡辺 宏子 教育長 藤原 周三 社会教育部長 松本 博 事務局 大西 和昭 事務局 二川 幸広 事務局 中川 文子 事務局 細井 良幸
会議の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">公開</div> <div>非公開</div> <div>部分公開</div> </div> <p>< 非公開・部分公開とした場合の理由 ></p>
傍聴者数	0人

1 議題

1. 委嘱状交付
2. 教育長挨拶
3. 委員紹介
4. 委員長及び委員長代理選出
5. 図書館運営の現状報告
 - (1)平成18年度統計
 - (2)芦屋市立図書館資料収集要綱(案)
 - (3)平成19年度当初予算
6. 指定管理者制度の検討について

2 協議内容

開会

1. 委嘱状交付から3. 委員紹介までを議事次第どおり進行
4. 委員長及び委員長代理選出

(事務局)特に自薦, 他薦される方がいなければ, 前期に引き続きということで, 委員長には市川委員, 委員長代理には信岡委員にお願いしたいと考えていますがよろしいですか。

< 全員拍手で承認 >

(市川委員長)よろしく申し上げます。この協議会は公開とすることで運営していき

ますがよろしいですか。

< 全員異議なく承認 >

5 . 図書館運営の現状報告

(1)平成 1 8 年度統計

事務局から、蔵書冊数の状況及び平成 1 8 年度は前年と比べ利用人数、利用冊数とも増加している動向を報告。

(市川委員長)ただいまの報告の中で意見・質問があればお願いします。

(渡辺委員)平成 1 8 年度は、夜間開室の試行や祝日開館の実施が利用を促進している。利用時間延長は良いことだと思います。

(2)芦屋市立図書館資料収集要綱(案)

事務局から、要綱の概要を説明。

(市川委員長)従来は定めていなかったのですか。

(事務局)内規としての資料収集基準はありましたが、要綱としては定めていません。

(市川委員長)今になって、なぜ要綱にする必要があるのですか。

(事務局)阪神間の他市では収集基準は要綱化されていることが多い状況を踏まえ、市民及び利用者へ明確にしようとするものです。

(市川委員長)蔵書構成の継続性を担保するために必要なものと理解したら良いですか。

(事務局)そのとおりです。

(市川委員長)蔵書構成は重要なことですし、内容を精査するには多岐多量な案であることから、次回協議会までを目処に意見があれば出していくことにしたいが、本日の時点で質問意見はありませんか。

(前川委員)新聞雑誌については、別に定めるとされているが、内規はあるのですか。

(事務局)内規はあります。

(市川委員長)要綱レベルで明示されなくても良いが、どこがどうやって収集基準を当てはめているのかという選書方法自体に関する規定は必要がないのかも検討すべきです。

(事務局)明文化を検討しますが、現在は図書館職員による選書会が具体的に選書を担っています。

(市川委員長)利用者からの図書購入希望に対し図書館としては応えられない時、理由を個別具体的に返答していますか。

(事務局)行っています。

(市川委員長)そこまでしているのだから、要綱と方針と基準と、よく似たものが3つ存在することになる中で、抛り所となるようなものにしていかなければならないと思います。

(信岡委員長代理)これからの時代は視聴覚資料の重要度が増すと思います。予算の事情もあるでしょうが、それを柱の一つの出来ませんか。

(事務局)誠に残念なのですが、視聴覚設備の老朽化への対応や、ソフトの更新充実の必要性を考慮すると、財政上の理由により芦屋市立図書館としては視聴覚資料から一時撤退せざるを得ません。

視聴覚メディアは、本市では上宮川文化センターと打出教育文化センターが現在取り扱っており、全市的な取り組みの中で考えていけないか検討中で

す。

(信岡委員長代理)図書館としては撤退するということですね。

(藤原教育長)厳しい財政事情のなか、まずは図書資料の充実を最優先するために、引かざるを得ないのご理解願います。

(市川委員長)蔵書の構成に関わる重要な規定ですから、次回協議会で改めて協議できるよう、各委員においても準備願います。

(3)平成19年度当初予算

事務局から、人件費及び電気使用料が減となっているが、これは既に前年度に要員数見直しを行った結果を予算に反映したことと、電気使用料の計上方法を事務的に変更したことによるものである一方、インターネット予約を導入するための賃借料の増、時代に合わせて機能向上を図るため閲覧室を改修し談話室を設ける等の工事請負費の増、図書費の増などが特徴となる予算概要を報告。

(市川委員長)実質的に直接サービスを低下させることなく、図書費の増額が図られており、厳しい財政事情の中にあつて図書館にとっては良い予算であると考えます。

(藤原教育長)市財政再建のための大幅削減が行われる前の図書費の水準を、委員の方々へお知らせ下さい。

(事務局)平成13年度から平成15年度までは概ね2千万円台前半、平成16年度に約1千万円の大幅な減額があり、その後は微増という推移です。市の財政難が深刻化する前は3～4千万円の水準でした。

(藤原教育長)図書館にとって図書費が一番大切です。

一方、市の財政健全化のためには公債費償還が不可欠ですし、高齢者施策をはじめ諸施策にも費用がかかります。総人件費も削減するなかで、図書費だけを単純に増やすことは出来ない状況です。

だからこそ指定管理者制度を検討せよということになってはいますが、これを経費削減のみの観点で検討するわけにはいきません。文化行政に対しては、文化は最重要ではないという声もありますが、私には文化を捨てて良いのかとの思いが強くあります。

そこで、何とか均衡を取りつつも図書費を現在以上に確保できるよう、この協議会においても図書館を支援して頂きたいと考えています。

(市川委員長)それだけ財政が厳しいなかで、平成19年度予算は図書館にとって改めて良い予算であったと思います。

(藤原教育長)芦屋市は公共施設の老朽化が著しい。社会教育施設、学校教育施設とも早急な手立てが必要となっています。

(松本社会教育部長)そのようなわけで、現在の社会教育部の重点項目は市民センターのリニューアルですが、図書費の確保に向けても引き続き調整していきたいと考えています。

(事務局)今後も予算編成のなかで、いろんな手を講じて図書費増額の方で頑張っていきたいと思っています。

6. 指定管理者制度の検討について

事務局から、1)指定管理者制度の導入の適否について行政経営上検討を求められ、行政経営課と共同で視察等を行っている現状、2)この協議会における各委員からの

意見をはじめとし、文化行政推進懇話会、教育委員会の意見を基に、当面の方向性について図書館としての判断を年内に取りまとめていく日程を予定していること、3)事前配布資料の概要を説明。

(前川委員)公共図書館としての役割や無料の原則、経験のある職員による利用者への対応の重要性を考慮し、導入の是非は慎重に判断すべきと思います。

(市川委員長)委託は現在も行われていますが、委託と指定管理とは全く違うものです。分館を指定管理にしている実例はあるが、その場合は本館との連携をどうするのかという検討も必要です。

芦屋市で指定管理を具体化するとなれば、全面的に請け負わすのだという観点で検討して欲しい。委託範囲の拡大とは異なります。

既に導入しているところの動機は、どういうものでしょう。コスト減なのか、サービス向上が主眼なのか。

(事務局)サービス向上と効率的な運営が柱になっています。

明石市の例では、コストが低減される分を開館時間の延長や、障がい者への宅配などのサービス向上に充てています。

但し、宅配サービスなどは既に芦屋市では実施しており、サービス向上と効率的な運営を目指すのは、指定管理であれ直営であれ必要な視点であると考えています。

(市川委員長)コスト削減分をサービスに充てるという今のお話から突き詰めて考えると、人件費がどれだけ圧縮できるかが指定管理の動機と考えられます。

それでは、市全体の効果としてはどれぐらいの位置づけになるのか。

また、指定管理者は、民間企業を管理者とするのか否か、NPOや公社等が成り得るのかも議論になります。そもそも、適切な管理者選定が出来る能力を市が持っているかも重要です。

制度上、何年か毎に管理者が変わる可能性があるなかで、管理運営上あるいはサービス向上の観点から、どうすることが良いのかなどが論点になってくると思います。

(渡辺委員)指定管理にすると全体コストが減る分を図書費の増額に充てることが出来るのではないですか。また、サービス面については、一定の条件付けをすることで維持出来ませんか。

(河村委員)条件付けは出来ると思いますが、人と人とのつながり、特に子ども達を大切にしたいという考えからは、ソフト面のサービスがどれ位保障されるのか疑問です。実施された図書館は、導入後の日が浅くまだ分かりません。

(渡辺委員)私は、何とか図書費を増やしたいという思いで、指定管理を検討すべきと考えました。

(信岡委員長代理)民間活力を活かすと、反面で継続性が危惧される。うちでは出来ないと投げ出されたら大変なことになります。

直営の現在でも改善努力を続けているなかで、これ以上に何が必要かと思えます。

指定管理は、図書館には不向きです。何年にも渡る多くの事例があるわけではなく、今のところ成功事例はどこにも無い。急ぐ必要はないと考えます。

また、専門性も求められるなか、人件費が安いだけでは対応できなくなります。

(河村委員)明石市の指定管理導入では、人件費の効果はどうでしたか。

(事務局)従前は正規職員だった分との差が出ています。

(信岡委員長代理)播磨町の指定管理者であるTRCとはどんな企業ですか。

(事務局)図書館流通センターの略称で、元々は図書自体や図書目録のデータベースを提供している企業です。

(市川委員長)TRCで言えば、流通業者と管理者が同一ということになります。

だから効率的という面もあると思いますが、市としてそれで良いのか考えておく必要はあります。特に公立図書館は無料の原則です。

(信岡委員長代理)介護だって、ビジネスとなれば儲け主義に走り事件になる時代です。民間は、参入する以上はメリットがないとやりません。

(藤原教育長)美術博物館について言うと、収入は支出の1割程度が相場です。普通にやったら儲かりません。そこで問題となってくるのは、先ほどの話のとおり継続性です。

また、古文書のなかには、プライバシーや経緯などで表に出せないものもあります。それを民間に任せるということになるのか慎重に検討しなければなりません。

職員の安定性も踏まえ、市民が足を運ぶ施設にすることが大切であると考えています。

(北里委員)私は、図書館とともにプールと青少年センターも利用しています。

プールや青少年センターと、文化施設である図書館を利用する場合とでは、利用者の意識は異なるものだと思います。

また、利用者、特に子どもにとっては、職員を知っているという安心感も大きな要素です。

(市川委員長)教育長は、図書館は施設面などの外面も大切だが、内面はさらに大切であると言われました。内面は、蔵書もあれば人もあります。

そうであれば、スタッフがそっくり入れ替わるようではいけないということになります。

(松本社会教育部長)皆さんの議論と同様、社会教育部におきましても、指定管理は時期尚早であり、財政上必要であれば委託範囲の拡大として議論しているところです。経費削減ありきではなく、もっと時間をかけて検討していくという姿勢です。

また、現在の指定管理では、3年程度のスパンなので正規職員の雇用については難しい状況があるようです。

(藤原教育長)ノウハウの問題もあります。職員の既得権ではいけないが。

(市川委員長)それについては、外部評価や第三者評価などの仕組みが、指定管理でなくとも必要だと考えます。

大きな括りのなかで、市としての図書館の位置づけを行う必要があります。

また、民間が日常的に市民の読書傾向を収集できることとなる。現在は公共サービスとして認識されているが、体育館などと異なり学習の場としての多くの情報が存在しているわけで気になるところです。

(信岡委員長代理)10月に決定されるのですか。

(松本社会教育部長)行政改革実施計画としては10月に策定されます。導入の検討ということになると思います。

(藤原教育長)その際には、また協議をお願いします。

(事務局)次回は、日程及び議題を委員長と調整し、開催いたします。

閉会